

令和4年 第10回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月26日（水）午後1時30分から午後2時28分まで

2. 開催場所 佐野市役所 1階 市民活動スペースA・B

3. 出席委員 (13人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫

4. 欠席委員 (3人)

委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	15番	澁江修身

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 空き家に付属した農地の指定の解除について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小倉浩史
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和4年第10回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号8番 新井勉委員、議席番号9番 若田部明委員、議席番号15番 澁江修身委員の3名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は14名でございます。

議 長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は13名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第10回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号6番 向田栄一委員、議席番号11番 本島光雄委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号までであります。

はじめに、議案第1号「空き家に付属した農地の指定の解除について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 空き家に付属した農地の指定の解除について、意見を求めます。

令和4年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

両農地共に、「佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」に基づき、空き家に付属した農地に指定された後、農地法第3条の許可を受けたものです。

この度、空き家に付属した農地の指定の解除 3番については〇〇年〇〇月〇〇日付け、4番については〇〇年〇〇月〇〇日付けで所有権移転の登記申請がなされ、許可内容通り登記が完了したことが登記記録により確認できたことから、「佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」第8条に基づき、指定の解除を求めるものです。本案件は、空き家に付属した農地に指定され、別段面積1aとなった農地を元の別段面積要件に戻すための指定解除であり、本指定解除によりまして空き家に付属した農地として農業委員会にて行う手続きが完了することになります。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、空き家に付属した農地の指定を解除することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、提案のとおり指定を解除することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので、意見を求めます。

令和4年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条693番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.0km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、コンバイン1台、トラクター3台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は250日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条694番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有しております。主な経営作物は、米、麦となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は250日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、

現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りします。議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて、次のとおり許可処分の取消し願いがありましたので、意見を求めます。

令和4年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号取消5条17番について、調査班、お願いします。

調査班

取消5条17番について報告します。

本申請は、〇〇年〇〇月〇〇日に許可した資材置場とすることを目的とした農地転用について、事業敷地の一部の取消しを申請するものです。なお、取消地は転用行為はされていません。

検討事項の1から3については、すべて認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、取消は妥当と思われま

す。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、願いのとおりに取り消しすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号については、願いのとおりに取り消しすることに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号変更17番について、調査班、お願いします。

調査班

変更17番について報告します。

変更内容は、事業敷地の変更になります。次に、許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項1から6については、すべて認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、承認相当と思われれます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ

れより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号は、変更申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号は、変更申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

5条928番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条929番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は既存の施設の拡張に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条930番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地

のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条931番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条932番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条933番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条934番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条935番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条936番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地

のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条937番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条938番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号の929番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、929番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって929番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、929番以外については

転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして、議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和4年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号非農地516番について、調査班、お願いします。

調査班

非農地516番について報告いたします。
願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われ
ます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過して
おり、非農地証明はやむを得ないと思われ
ます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について願いのとお
り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号については、願いのとお
り証明することに決定いたしました。

次に、議案第7号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題
といたします。事務局をして、議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和4年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。本議案中の利用権設定関係、計479件のうち26件につきまして、出席委員のうち5名が議事参与の制限に該当します。それぞれの該当部分について順次、議案を分割して質疑をさせていただきますので、ご了承願います。はじめに、利用権設定関係の34番、101番、104番、164番、278番、314番、329番、336番、337番、341番、348番、355番、366番、367番、384番、412番、419番について、議席番号12番 大拙 孝委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。大拙 孝委員の退室をお願いします。

(大拙委員 退室14:19)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。34番、101番、104番、164番、278番、314番、329番、336番、337番、341番、348番、355番、366番、367番、384番、412番、419番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、34番、101番、104番、164番、278番、314番、329番、336番、337番、341番、348番、355番、366番、367番、384番、412番、419番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。大拙 孝委員の入室をお願いします。

(大拙委員 入室14:21)

次に、利用権設定関係の89番、410番について議席番号10番 金子一郎委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。金子一郎委員の退室をお願いします。

(金子委員 退室14:22)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。89番、410番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって89番、410番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。金子一郎委員の入室をお願いします。

(金子委員 入室14:22)

次に、利用権設定関係の110番、257番、354番、373番、455番について議席番号7番 小林秀男委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。小林秀男委員の退室をお願いします。

(小林委員 退室14:23)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。110番、257番、354番、373番、455番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって110番、257番、354番、373番、455番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。小林秀男委員の入室をお願いします。

(小林委員 入室14:24)

次に、利用権設定関係の252番について、議席番号14番 川田恒夫委員が議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田委員 退室14:24)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。252番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって252番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田委員 入室14:25)

次に、利用権設定関係の390番について議席番号4番 相場重雄委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。相場重雄委員の退室をお願いします。

(相場委員 退室14:25)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。390番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって390番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。相場重雄委員の入室をお願いします。

(相場委員 入室14:26)

続きまして、先に審議いたしました利用権設定関係の34番ほか25件以外の案件、及び所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の34番ほか25件以外の案件、及び所有権移転関係について計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の34番ほか25件以外の案件、及び所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました「農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（令和4年9月）に対する回答について」をご覧ください。令和4年第9回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可証を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和4年第10回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時28分閉会